

## 文教委員会行政視察概要

1 視察月日 令和5年10月16日（月）～10月17日（火）

2 視察先及び視察事項

・岡山市

日時 10月16日（月）

視察事項 （1）夜間教室について

（2）家庭教育支援アドバイザーについて

・高松市

日時 10月17日（火）

視察事項 （3）学校のきまり（校則など）に関するガイドラインについて

（4）教員向け「不登校支援マニュアルQ&A」について

3 視察委員

（委員長）押本吉司（副委員長）山田瑛理（委員）石田康博、野田雅之、鈴木朋子、長谷川智一、田村伸一郎、工藤礼子、市古次郎、齋藤温、仁平克枝、三宅隆介

4 視察概要

（1）夜間教室について

説明者：岡山市教育委員会生涯学習課 課長

ア 事業の背景

平成31年に実施した「夜間中学に関するニーズ調査」の結果を踏まえ、学び直しを希望する市民ニーズに対応するとともに、夜間中学のニーズを把握するため、令和2年に市内2か所で夜間教室を開室した。



イ 事業の目的

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人や不登校などの様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、外国籍の人などに対して小学校及び中学校の教育課程の学習内容に関する学び直しを支援するため、市内の2か所に夜間教室を設置して、学び直しを希望する市民ニーズに対応する。

## ウ 事業の概要

### ① 対象者

岡山市在住者または在勤の義務教育年齢を過ぎた以下の人。

- ・義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人
- ・不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人で、中学校までの学習内容について学び直すことを希望する人
- ・外国籍の人で本国や日本で十分な教育を受けられなかった人

### ② 事業内容

笹が瀬教室は毎月第1、3金曜日の午後6時から午後8時30分まで、百間教室は毎月第1、3木曜日の午後6時から午後8時30分まで開室しており、小学校や中学校で学習する国語及び算数（数学）の内容を中心に、元教員等の教員免許を持った人が各会場に5人ずつ配置され、学習することとなる。なお、それぞれの定員は15人程度であり、受講料は無料である。

### ③ 入室状況

令和2年度	10人
令和3年度	14人
令和4年度	15人
令和5年度	12人※9月末時点

## ※主な質疑内容等

### （委員）「夜間中学に関するニーズ調査」における調査方法について

（説明者）平成28年の「岡山県における中学校夜間学級に関する調査研究」をきっかけにして、岡山市市民協働推進モデル事業の一環として、一般社団法人岡山に夜間中学校をつくる会と岡山市教育委員会事務局が協働してニーズ調査を行った。市内の公共施設等に調査用紙を配架し、ポスター等で調査の実施を周知し、回収率は5.8パーセントであり、810通の回答があった。また、回答した人のうち、51人から直接ヒアリングを実施した。

### （委員）夜間教室への入室状況について

（説明者）夜間教室への入室は原則3年間であるが、定員に満たしていない状況もあるため、3年間を超えて入室している人もいる。また、年齢も幅広く、20代から70代までの人が入室している。国籍については、マレーシアや韓国の人があり、日本語が話せる人が通っている。

### （委員）夜間教室における進路相談について

（説明者）夜間教室に通っている人に対しては、通信教育や夜間高校を紹介するケースが多い。

### （委員）夜間教室の場所の選定方法について

(説明者) 笹が瀬教室については、近くにあるトラングルー宮という不登校教室を行っている施設において夜間教室を開室していたが、教室を広くする必要性が生じたため、現在の場所に移転した。百間教室については、操山公民館において不登校教室を行っていたため、当該公民館で夜間教室を開室することとなった。

**(委員) 夜間教室の授業内容について**

(説明者) 夜間教室では、40分の3コマで授業を行っている。また、毎年一人一人にカリキュラムを作成しており、その内容に応じて授業を進めている。

**(委員) 夜間教室に入室している人からの意見について**

(説明者) 夜間教室に入室している人からは、「勉強が分かるようになって楽しい」や「もっと学びたい」など、良い意見が上がっている。

**(委員) 夜間教室の指導者に対する報酬について**

(説明者) 夜間教室の指導者に対しては、謝礼という形で、主任指導者が1時間3,000円、指導者が1時間2,500円を支払っている。

**(委員) 夜間教室の入室理由について**

(説明者) 不登校で中学校に通えなかった人や高校を退学した人が夜間教室に入室している。また、聴講生として、外国で高校を卒業しているが、改めて日本の教育を受けたいという人もいる。

**(委員) 夜間教室の入室審査について**

(説明者) 入室を希望する人から電話等で申込みがあった場合、聞き取り調査を実施し、教育委員会政策会議で判定を行う。許可しないケースとしては、中学生や高校生が不登校のため入室したいケースや既に大学を卒業しているケースがある。

**(委員) 夜間中学の開校について**

(説明者) 夜間中学は令和7年の開校に向けて準備を進めているところである。設置箇所は1か所の予定である。

**(委員) 夜間中学の体験会について**

(説明者) 夜間教室に入室している人のほとんどが夜間中学の体験会に参加しており、通ってみたいとの意見が多かったが、夜間教室と違い、毎日通うのはハードルが高いとの声もあった。

**(委員) 夜間中学の開校後における夜間教室の扱いについて**

(説明者) 入室している人が全員夜間中学に移るのかは、現在調査中であり、今後も継続してニーズがあるかは不明である。

**(2) 家庭教育支援アドバイザーについて**

説明者：岡山市教育委員会生涯学習課 課長

## ア 事業の背景

平成25年10月、岡山市社会教育委員会議から「家庭の教育力の向上に向けての方策について」として、教育委員会に提言書が提出されたことを受け、平成26年度から事業を開始した。

## イ 事業の目的

家庭や家庭を取り巻く社会全体に対し提言内容の周知を行うとともに、それぞれが主体的に取り組んでいくことができるような意識醸成を図る。また、家庭を支援する様々な機関・団体の連携を推進し、社会全体が一体となって家庭教育力を高める体制づくりを進める。

## ウ 事業の概要

### ① 家庭教育に関するリーフレットの配布

家庭で取り組むべき事柄や家庭教育の重要性をまとめたリーフレットを、子どもの発達段階に合わせて2種類(小学校4年生まで・小学校5年生以上)作成し、市内の学校、公民館、図書館及び児童館等関係機関に配布した。

### ② 家庭教育支援アドバイザーの派遣

学校や各種団体・企業等が主催する家庭教育についての講演会、研修会に講師を派遣し、講話やワークショップを通して、保護者の子育て等に関する不安を解消するとともに、家庭教育の主体的な実践を促す。派遣実績として、令和元年度が20回、令和2年度が5回、令和3年度が5回、令和4年度が9回となっている。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で依頼が減少している。

### ③ 家庭教育支援フェア「子そだておうえんハッピータイム」の開催

家庭教育支援に取り組む様々な団体等が一堂に会し、保護者へ子育てに関する情報・相談の機会を提供し、参加団体同士の情報交換の機会を設けて、連携の強化を図る。開催実績として、令和元年2月2日に開催したフェアは出展団体が14団体、来場者数が約700人であり、また、令和5年1月29日に開催したフェアは出展団体が12団体、来場者数が578人であった。

## ※主な質疑内容等

### (委員) 家庭教育支援アドバイザーの選定について

(説明者) 派遣されるアドバイザーについては、事前に登録を行っており、その中から依頼内容に合致したアドバイザーを派遣している。

### (委員) 家庭教育支援アドバイザーへの謝礼について

(説明者) 謝礼については、アドバイザーによって金額が異なるが、概ね1万円前後支払っている。

(委員) 家庭教育支援アドバイザーの派遣先について

(説明者) アドバイザーの派遣先としては、幼稚園や子ども園が大多数であるが、小学校に派遣した実績もある。なお、企業から依頼があった場合も派遣は可能であるが、まだ実績はない。

(委員) 家庭教育支援アドバイザーの講演内容の確認方法について

(説明者) アドバイザーが講演する内容については、事前にヒアリングや打ち合わせを行い、確認をしている。また、講演の当日も職員が会場に出向き、内容を確認している。

(委員) 本事業の予算額について

(説明者) 本事業の予算額は例年横ばいとなっており、令和5年度については、約24万円となっている。

(委員) 家庭教育支援フェアの出店団体について

(説明者) 家庭教育支援フェアの出店団体は、社会教育関係団体、NPO、公民館などであり、行政団体が多い傾向となっている。なお、会場は岡山ふれあいセンターであった。

(委員) リーフレット配布の効果検証について

(説明者) リーフレット配布の効果検証については、難しいと考えている。現状、保護者に対してLINEでリーフレットの配布を周知しているが、今後その

(3) 学校のきまり（校則など）に関するガイドラインについて

説明者：高松市教育委員会生涯学習課高松市少年育成センター 所長  
高松市教育委員会学校教育課 課長

ア ガイドライン策定の経過

令和3年 5月 教育長より小・中学校の校則の実態調査指示

6月 小・中学校へアンケート調査実施、各学校の学校生活のきまりを収集

7月 第1回総合教育会議で協議

7～11月 教育局内ガイドライン検討会（計4回）

11月 定例教育委員会にて議決、学校へ通知

12月 ガイドラインの一部改訂、HP等への公開

イ 児童生徒の学校生活のきまりに関する調査

市立小学校47校、市立中学校22校の管理職及び生徒指導担当を対象に、令和3年6月2日から9日までの期間で「学校生活のきまり」の過去3年間の見直し状況や今後の見直し予定等を調査した。あわせて、各学校で運用している「学校生活のきまり」も提出させた。

調査結果は、過去3年間の見直し状況については、小学校で87.2パーセント、中学校で100パーセントであった。見直した項目としては、小・中学校ともに服装に関する内容が最も多かった。また、今後の見直し予定については、小学校で48.9パーセント、中学校で77.3パーセントであった。今後の見直し項目としても、服装に関する内容が最も多かった。

#### ウ 学校生活のきまり（校則など）に関するガイドラインの内容

ガイドラインの内容は、基本的な方針と見直しの在り方の2つに分かれている。基本的な方針については、見直しの基準を明文化することの重要性、校則の制定基準は社会通念上合理的と認められる範囲内である必要があること、不断の見直しを行っていくことが示されている。見直しの在り方については、見直しの目的、見直しの具体的手順、必ず見直しを行う必要があるものが示されている。なお、必ず見直す必要があるものについては、性の多様性や様々な文化への配慮に欠けるもの、健康上の配慮に欠けるもの、その他合理的な説明が難しいと思われるものが示されている。



#### エ 課題

見直しを実施したことによる課題としては、HPでの公表方法、検討する会議体、学校の実情に応じた適切な項目数、学校ごとの捉え方の差、合理的な説明の可否等が挙げられた。

#### ※主な質疑内容等

##### （委員）ガイドライン策定のきっかけについて

（説明者）ブラック校則が報道等で話題となった社会情勢や教育委員会でガイドライン策定の意見が挙げたことをきっかけとして、教育長からアンケート調査の指示があった。

##### （委員）校則の改正手順について

（説明者）ガイドライン策定前は、生徒指導委員会に校則の改正の是非について諮り、改正の必要があれば、学校ごとに生徒会と協議をしながら学校長の判断で

改正していた。ガイドライン策定後は、校則改正の要望が出た段階で、G I G A 端末を活用して生徒全員にアンケートを実施し、生徒総会を開催し議論することとなる。その後、職員会や P T A の意見も聴取し、最終的には学校長が判断することになる。

**(委員) 学級担任の独自のルールへの対応について**

(説明者) 明文化することが困難なルールは校則と認められないため、学級担任が独自に設けているルールが校則となることはない。ガイドラインを策定し、校則を決めていく手順を示すことで、それぞれの判断でルールをつくることはできないということも示している。

**(委員) ガイドライン策定に対する学校からの意見について**

(説明者) ガイドラインの策定に当たっては、校長会等に素案を示しながら意見を聴取してきた。また、生徒指導の教員に男性が多かったため、女性の声も聴取するために、P T A の意見を積極的に取り入れた。学校の管理職から反発の意見等はなく、ガイドラインが策定されたことで校則の改正がしやすくなったとの意見があった。

**(委員) 標準服における生徒への支援について**

(説明者) 標準服における生徒への支援として、就学援助制度や標準服交換会等がある。なお、あくまでも標準服という位置づけであるため、必ず標準服を着用しなければならないわけではなく、転校生については前の学校の標準服を着用することも可能である。

**(4) 教員向け「不登校支援マニュアル Q & A」について**

説明者：高松市教育委員会総合教育センター 係長

**ア 不登校の現状**

令和 4 年度の全国の小中学生不登校数は 29.9 万人となっており、過去最多となっている。高松市については、1,000 人当たりの不登校児童数が全国平均に比べて低いものの、増加傾向にある。また、不登校児童の半数以上は 90 日以上欠席しており、その 3 割の児童は校内・校外で専門機関につながっていないのが現状である。不登校の理由は、いじめ、学校への不適應、学習のつまずき、家庭の問題等、様々であり、なおかつ複合的な場合が多い傾向にある。

**イ 高松市における不登校への取組**

教員への支援として、不登校対策に関する研修を実施している。また、「不登校支援 Q & A」、「明日も行きたくなる学校実践事例集」を作成し、配付している。

保護者への支援としては、高松市総合教育センターにおけるスクールカウンセラー一面談・訪問面談の実施やいじめ・不登校相談電話の開設を行っている。また、年

に2回、「不登校を考える会」、「親の会～夜会～」をそれぞれ開催している。

子どもへの支援としては、教育支援センターを2か所設けており、そこに通い、基礎的な学習、読書、造形活動等を通じて、小集団での体験活動を行うことで、できることを増やしつつ、コミュニケーション力をつけることを目指している。

#### ウ 不登校支援マニュアルQ & A

本マニュアルは、学校として組織的な不登校対策がなされることを目指して、平成31年3月策定した。初任者でも不登校対策に取り組めるように基本的な内容を一問一答形式で作成している。また、「不登校を考える」、「新たな不登校を生まないために」、「生かそう相談機関 活用しよう本市の施策」の3章構成となっており、「新たな不登校を生まないために」では、初期対応編、組織対応編、未然防止編と特に具体的な対応方法が示されている。なお、現在改訂作業中であり、令和6年3月に改訂予定である。

#### ※主な質疑内容等

##### **(委員) 教育支援センターの利用者及び職員について**

(説明者) 教育支援センターは、中学生と小学校5・6年生の利用が大多数を占めている。職員については、元学校長の職員に加えて、会計年度任用職員が3名勤務している。

##### **(委員) 教育支援センターにおける学校等との連携体制について**

(説明者) 学期ごとに教育支援センターのスタッフ、学校の担任、保護者及び生徒と面談を実施しており、教育支援センターでの様子等を共有している。

##### **(委員) 教育支援センターに通室した際の出席の取扱いについて**

(説明者) 教育支援センターに通室した場合は、欠席扱いとなるが、指導要録においては、備考欄に教育支援センターに通室した旨の記載がされる。なお、高校進学において影響が生じているが、不登校の生徒に特化したフレンドシップ進路説明会を開催し、丁寧な対応に努めている。

##### **(委員) 通級指導教室に関する取組について**

(説明者) 市内の通級指導教室は、中学校で2校、小学校で5校、設置している。通級指導教室については、他の学校の生徒も通うことが可能であるが、現在定員超過となっており、待機生徒が発生している状況である。